

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仁淀川町の人口は昭和22年に26,124人のピークを記録した後、70年間一貫して人口が減少し、平成27年国勢調査では、5,551人とピーク時の5分の1程度となっている。また高齢化も進んでおり、今後、人口は減少傾向で推移すると見込まれる。

平成27年の産業別人口では、就業者総数に対する割合は、第1次産業11.7%、第2次産業32.0%、第3次産業56.3%となっており、経年傾向では全産業で減少が進んでいる。対就業者総数構成比を県全体と比較すると、第1次・第2次産業に対する割合が高く、第3次産業に対する割合が低くなっている。

一方、平成26年の産業別生産額では、総生産額に対する割合は、第1次産業6.6%、第2次産業46.2%、第3次産業47.2%となっている。経年傾向では、第3次産業に対する割合が増加傾向にある反面、第1次・第2次産業に対する割合が減少傾向となっている。

また、現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに過疎高齢化などによる人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると担い手不足、生産年齢人口の流出に拍車がかかり、町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対し仁淀川町中小企業等支援対策補助事業等を講じているが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

仁淀川町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

仁淀川町の産業は、幹線道路沿い、山間部などに広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

仁淀川町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。